

各都道府県（方面）公安委員会委員長 殿
各都道府県警察の長
（参考送付先）
各地方機関の長

原議保存期間	5年（令和11年3月31日まで）
有効期間	一種（令和11年3月31日まで）

警察庁丙企画発第14号
令和6年3月1日
警察庁長官官房長

警察署協議会の設置、委員及び運営に関するガイドラインの改正について（通達）

警察法（昭和29年法律第162号）第53条の2に基づき、警察署に置くものとされている警察署協議会の設置、委員及び運営については、「警察署協議会の設置、委員及び運営に関するガイドラインの送付について（通達）」（平成31年3月28日付け警察庁丙総発第38号）において、「警察署協議会の設置、委員及び運営に関するガイドライン」を示してきたところであるが、今般、当該ガイドラインを別添のとおり改正したので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

警察署協議会の設置、委員及び運営に関するガイドライン

1 基本的考え方

警察署協議会は、警察署長が、警察署の業務運営に民意を反映させるため、その在り方について住民等（管轄区域内の住民、管轄区域内に通勤等をする者及び管轄区域内に事務所を置き営業等の活動を行う事業者をいう。以下同じ。）の意見を聴くための機関である。また、警察署協議会は、警察署長が警察署の業務運営について、住民等に説明し、その理解と協力を求める場でもある（なお、警察署協議会は「警察署長の諮問に応ずるとともに、警察署長に対して意見を述べる機関」であるから、警察署長はその意見を尊重すべきであるが、それに拘束されるものではない。）。

2 委員

(1) 候補者の人選

公安委員会が委員を委嘱するに当たり、都道府県警察は、公安委員会を補佐する立場から、候補者に関する参考資料の提出等を行うこととなる。

委員の候補者は、住民等及び自治体、学校その他その業務上地域における安全に関する問題に日常的にかかわりをもつ団体等の関係者のうちから、その地域における安全に関する問題について意見、要望等を表明するにふさわしい者を人選する。

候補者を人選するに当たっては、特定の居住地域、所属組織、年齢層等特定分野に偏り、又は固定化することのないようにする。また、自治会、自治体、学校等の意見を聴いたり、推薦を受けることも考慮を要する。

(2) 定数

管轄区域内の人口、事業所数等管内情勢や交番・駐在所の数を勘案して決する。

(3) 任期

適切に民意を警察業務に反映させる要請と適任者の確保という要請の調和を図る観点から決すべきであり、1年、長くとも2年とすることが適当である。また、再任制限を設けることについても配慮すべきである。

3 運営

(1) 意見の聴取

警察署協議会からの意見の聴取については、次のような方式が考えられる。また、この機会に、警察署の業務運営について、説明し、理解と協力を求めることに配慮すべきである（開催回数、開催時期、開催方法等については、各警察署の管轄する地域の実情に応じ判断すること。）。

① 年に1回、次の年のその地域における安全に関する問題に係る業務重点案を提示して、これについての意見を聴くもの

② 一定の期間を定め、その終了後速やかに、業務の状況を説明するとともに、その後の業務運営についての意見を聴くもの

このほか必要に応じ、随時、地域の実情を踏まえ、住民等がその解決を強く望ん

でいると認められる事項について意見を聴取することにも配慮すべきであろう。この場合には、警察署協議会が、その判断により、協議事項に関係の深い者等を会議に招いて、その意見を聴くという運用も考えられる。

(2) 議事概要の公表等

会議の場を一般に公開するかどうかについては、警察署協議会における率直な意見の交換の確保等に配慮する必要があることから、警察署協議会において決すべきである。報道対応についても同様である。

また、委員の氏名のほか、警察署長に提出された意見の内容及び議事概要は、プライバシーにわたる発言等を除き公表すべきである。その際には、ホームページ等を活用するなど、広く地域住民に周知することに努めること。

(3) 会議の招集の手続

会議の招集は、会長が、警察署長と日程等を協議の上、行うこととし、警察署長は、必要があるときは、会長に対し会議の招集を求めることとするのが適当である。